有害使用済機器保管等廃止届出書	
大大 堺東高豊 枚八寝吹 市大槻中方尾屋田市長阪市市市市川市市市市市川市	回答して
	電話番号 00-000-000
	○月 ○○日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届
廃止した事業の範囲	有害使用済機器の保管の廃止
廃止の理由	施設の老朽化に伴う事業の廃止
廃止の年月日	OO年OO月OO日
備 考 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」 と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること	